

歴史・理論部門2

# 『史料集 明治初期被差別部落』と 近代の部落史

渡 辺 俊 雄

## 一、はじめに

一八七一年、それまで残っていた封建的な賤民身分としての「穢多非人等」の廃止を宣言した太政官の布告については、「解放令」「賤称廃止令」「賤民制廃止令」など、さまざまな名称が冠されている。そうした相違の背景には、この太政官布告によってそれまでの封建的な賤民制度にどのような変化がおこったのか、その後の近代社会に被差別部落がどのように組み込まれていったのか、そして被差別部落そのものがどのような変貌をとげていったのか、などの点についての認識の相違があることはいうまでもない。

このほど部落解放研究所によって編集・刊行された『史

料集 明治初期被差別部落』の意義は、なによりもまず、近世から近代への転換点であった一八六八年から一八七七年のあいだに、近世賤民制度がどのように変化して近代社会へ組み込まれていったのかを明らかにする、数多くの史料を提示していることだろう。本史料集およびその基礎となった東京都公文書館所蔵史料の意義については、史料集の「解題」(一〇一七頁以下)で簡潔にまとめられている。

部落解放研究所では、こうした意義をよりいっそう明らかにし、明治初期の部落史研究の発展をうながす目的で、シンポジウム「近代の部落史を問い直す」を開催した。その内容はすでに『部落解放研究』第五〇号に掲載されている。

今回の報告のねらいは、右にふれた「解題」や「シンポ

ジウム」の内容をふまえながら、この『史料集 明治初期被差別部落』からどのような歴史的事実が読みとれるかを概観することである。もちろん、この史料集やその他の一連の明治初期の史料を駆使した研究はこれから本格的に始まるのであり、いまは見落している多くの歴史的事実や史料の意義が将来にわたって明らかにされていくだろう。また、今回報告でふれる史料やその意義についても、その一つひとつが独立した研究テーマとなるほど重要なものであり、関連する史料はこの『史料集 明治初期被差別部落』のほかの箇所でも見出される。

したがって今回の報告でこの史料集の意義をすべて言いつくすことはできないし、その表面をわずかなぞるだけに終るといふ、きわめて不十分なものになるだろう。それでも、今回の報告がひとつのきっかけとなって、明治初期の部落史の研究が前進すれば幸いである。それが、この『史料集 明治初期被差別部落』の編集の一端をになったものとしての責任でもあらうと考える。

## 二、近世賤民制の動揺

一八六八年五月、弾内記があたりしく市政裁判所附に任命された際に提出した一連の史料がある(史料3)。その

うち役儀を書き上げた部分には、「御仕置御用都而相勤申候」「両御丸時之御太鼓、御陣御太鼓御新調御張替共御用被仰付候時と相勤申候」「御用灯心之儀者、月と御油津津田小十郎方江相納申候」など、従来から引きつがれてきた内容とあわせて、「海陸軍付病院御用相勤申候」といった、維新の変革期ならではの項目も書き上げられている。

右のような役儀の内容も、そのまま変化することなく一八七一年八月の太政官布告を迎えたわけではない。当然のことながら、この間の新政府による数々の政策に影響され、あるいは現実に進行する賤民制度そのものの動揺を反映していかざるをえなかった。

一八六八年、時の太鼓張替えを勤めた褒美として、弾内記は金三千疋を与えられ(史料20)、同年、東京府はあらためて弾内記に、鞆革絆綱を今後もひきつづいて上納するよう指示している(史料28)。また一八七〇年には弾内記からの皮革製造願いが許可され、兵部省への出頭が指示された(史料118)。

やはり一八六八年、獄門検使が廃止になったことともなう新たな指示が弾内記に出されている(史料10)。同年、諸経費高騰の折柄、囚獄にかかわる非人などへの手当引上げの願いが囚獄長から出されて許可された(史料29)。翌一八六九年には、追放所払いの刑が徒罪にかえら

れたことともない、非人の処置について弾内記が調査を命じられた(史料33)。一八七〇年、それまで東京府管轄であった浅草・品川の両溜が刑部省の管轄とされた(史料90)。同年、弾内記は大学東校御用をあらためて指示され(史料113)、翌一八七一年には民部省への出頭を命じられている(史料163)。

非人に関しては、一八六八年に北裁判所移転にあたって非人小頭が従来通り仮牢番勤めができるようにとの弾内記の願いが許可されたり(史料12)、翌一九六九年には非人乞食小屋を弾内記手下の者に取扱うよう命じられていること(史料42)、一八七一年にはいって、これまで中断していた非人川廻船(非人の役儀としての川流れの不淨物を取揚げるための船)再興がはかられていくこと(史料166ほか)などが史料から読みとることが出来る。さらに史料181その他を分析することによって、当時の非人小屋の所在、さらには各非人頭が支配していた地域などをより明確にすることも可能となるだろう。そして史料443~447(「雑訴綴込囚獄・弾内記・両溜」)は、一八六九年二月から七月にかけての病気の囚人や行倒人の姿を、入牢・溜預の時期、出身地、出身階層、年齢、性別、病状などとともに克明に記録している。当時の囚獄・両溜やそこに登場する穢多・非人の様子を明らかにするうえで不可

欠の史料となるだろう。

天皇制とかかわっては、一八六八年に天皇行幸にあたって穢多村を遊で隠す通達や(史料17)、弾内記配下の者に酒等を与えることは是非が検討されていること(史料27)、また勅使下向のため品川溜などを見廻るよう指示がされたり(史料18)、翌一八六九年には天皇誕生日に囚人や付人非人女などへ食用金を給付したり(史料62)、穢多・非人を含む八八歳以上の者に扶持を渡すこと(史料77)などが記録されている。

また、以下はすでに「解題」でも指摘されているが、一八六九年に弾内記と北海道移住(史料51)ならびに下総開墾場への移住(史料60)に関連した記録がある。また同年に開設された高輪救育所(史料65)および同所での弾内記手代などによる病人看護の姿を描く史料(史料110)などもある。

そしてこれも「解題」「シンポジウム」で強調されたように、この時期、幕末の弾左衛門身分引上げをめぐる風聞(史料2)や、士分に編入されたのかという東京府への問合せが刑法官(史料47)、集議院(史料95)、韭山県(史料96)、日光県(史料108)、外務省(史料138)、浦和県(史料177)などからあいついでいる。また賤民制の動揺を象徴するように、武州長吏小頭の動き

(史料95)、乞胸の苗字使用問合せ(史料120)、弾内記手代の苗字使用(史料121)、弾内記からの醜名除去等の嘆願(史料126)、宮谷県下非人の騒動(史料167)などがあいついでいる。こうした一連の動きをどのように位置づけるのかは大きな研究課題であり、本史料集が「中央と地方、そしてまた近世と近代という二つの軸が交叉する地点に立っている」(「解題」一〇一八頁)という重要な意義を有しているのである。

### 三、近世賤民制の解体

それでは、一八七一年の太政官布告によって近世の賤民制度がどのような変化をうけたのか。

まず穢多身分は、いわゆる「解放令」によって廃止を宣言された。東京府においては、太政官が布告した翌日の旧曆八月二十九日に、府下に公布されている(史料182)。

居住地についてみれば、「解題」にも書かれているように、弾たちの居住地は「拜領地」であることが絵図面からわかり(史料207)、上地を命じられた(史料183)。これはたんに所有権を明確にするための処置であり、直後に居住者に払い下げられる予定であった(史料219)。だが現実には、上地への反対運動がおこるなどの紆余曲折

をへて上地は撤回され、翌一八七二年七月に地券が交付された(史料227)。これによってその土地は、自由に売買される土地に変質したのである(「解題」一〇四六―八頁)。

家職のうち灯心については、一八七一年九月に弾直樹の灯心会所が廃止され、灯心・蘭殻の独占売買権が否定されている(史料194)。また斃牛馬処理権については、周知のようにすでに「解放令」が出る以前の三月に太政官から斃牛馬勝手処理令が布告された(史料144)。ただし、この布告にたいして弾直樹は、六月に斃牛馬処理権の復活を求める嘆願を兵部省に出している(史料170)。弾直樹は「一方で全国の長吏への支配を強化することを権力の側にはかり、他方で家業としていた仕事を守り、その独占権を維持することを通じてその支配を固めよう」(「シンポジウム」八九頁)としたが、実現しなかった。こうした家職に対応するそれぞれの役儀、灯心および皮革の上納を廃止することに言及した史料はないが、いわゆる「解放令」によって職業が平民同様になったことにより、その役儀も消滅していった。

役儀のうち仕置役については、「解放令」公布の直後からその具体的措置が問題となっている(史料183など)。九月には弾直樹配下の罪人三十名が司法省へ引渡され(史

料189)、十一月にも弾直記配下の徒罪人である番非人二名がそれぞれの居住県へ引渡されるなど(史料211)、具体的な措置が進んでいった。

なお、一八六九年から始まった高輪教育所は、一八七一年十月に廃止され(史料200)、同所は北紺屋町の福島嘉兵衛に無代貸与されている(史料201)。

非人身分も穢多身分と同様いわゆる「解放令」によって廃止が宣言された。非人頭車善七などの居住地も、一八七二年八月に活券地とされ、売買可能な土地となり、千束村に合併された(史料228)。

非人の役儀の一つであった川に流れる不淨物の取揚げについては、「解放令」の直前まで川廻船再興の動きがあったことはすでにふれたが、この川廻船再興の計画は、「解放令」直後の九月に大蔵省からの指示で中止となった(史料184)。刑吏役については、やはり九月に牢屋敷の近火の際に駆けつける人足の法被を返却したこと(史料191)、仮牢番の常番人を廃止したこと(史料193、ただしこの場合には最寄りの非人を雇上げることが指示)などが明らかになっている。

また溜の経営については、本来の溜の役割であったいわば「警察病院」(「シンポジウム」九九頁)としての機能がいつ廃止されたのか、今回の史料集では明確ではない。

ただ、一八七二年十月にはそれまで東京府が収容していた窮民を旧加賀藩邸にうつして長谷部善七に世話をまかせ、ひき続いてその窮民を浅草溜に移していること(史料450)東京会議所沿革(一覽)、翌一八七三年一月になってそのうち壮健の者七十八名を日雇会社へ、二月には病弱者などを東京都養育院へ引渡しており(史料251、262)、溜自体はその機能を変えながらこの時期まで存続したものと考えられる。

なお弾直樹の居住地内にはやはり賤民身分であった猿飼が住んでいたが、猿飼にたいする具体的な措置を示す史料は今回は収録されていない。

賤民身分ではないが、乞胸については、一八七一年十月に乞胸頭の支配を解除することが通達されている(史料202)。また願人については、一八七三年八月に、その称を廃し戸籍の記載を改めるよう指示している(史料296)。

以上に見てきたように、近世賤民身分としての穢多・非人は、いわゆる「解放令」によってその廃止が宣言されたのみでなく、その前後の具体的な措置のなかで近世賤民身分としての特徴を失ない、解体されていったとみることができるだろう。

## 四、近代社会への再編成(1)

以上のようにして解体された賤民身分は、近代社会へどのように組みこまれ、明治以降の新しい社会問題としての部落問題を生じせしめるにいたるのか。

かつて新町と呼びならわされていた弾などの居住地は亀岡町と改称し、他の町と同様に町役を立てることとし、弾直樹が町年寄となる(史料198)。当初、五大区十三小区に組み入れられたが、後の改正によって十大区三小区となる。

近年、部落を近世から貧困の一角で描き出すことへの疑問が示され、貧困は明治以降深刻になったとの視点が提示されているが、この指摘は、斃牛馬の処理や藺穀・灯心の独占に依拠していた部落の上層にとくにあてはまるだろう。独占の廃止によって灯心は壊滅し、斃牛馬処理は商品経済のなかへ投げこまれていく。かつては無償で手に入っていた斃牛馬は有償となり、それでもなお入手が困難であった当時の状況は、「昨年中斃牛馬持主勝手埋可甲旨之御布告御座候ニ付、斃牛馬為剝取候持主無之故、空敷土中ニ斃り候得者、革類私底者勿論之義ニ付、今般私共申合、全国斃牛馬相当之価ヲ以持主ノ買取、革靴其外製造仕度候ニ付、国内一般之斃牛馬皮類、私共江御委任被成下置度段」

5)、牛馬売買(史料142)などはその例である。「解放令」以後は、野犬収集(史料275、346)、桑・茶などの商品作物の植付(史料325)にのり出すとともに、一部には膨大な土地の集積をはかろうとする事例(史料385)なども見られる。

もう一つの重要な問題は、斃牛馬の勝手処理令が出され「解放令」が出されたのち、斃牛馬を買い集める皮革会社が設立されてくることである。今回の史料集では、以下の五社が確認される。

- ① 斃牛馬革取扱会社(史料224)——一八七二年
- ② 斃牛馬商人処(史料246)——(同右)
- ③ 牛馬皮革取扱会社(史料272)——一八七三年
- ④ 諸獣皮取扱会社(史料285)——(同右)
- ⑤ 斃牛馬取扱製造所(史料297)——(同右)

このうちの①②③は、部落民の手による(あるいはその経営に参加している)会社である。とくに③は弾良祐(又は良輔)が一八七三年三月に設立したものが、同年六月には設立中止の願いが出されている(史料287)。⑤は不明である。

注目すべきは④で、その後に社名を「相益社」「方業社」と変えながら存続していく、関連する史料も多数収録されている。「シンポジウム」で、大部分を一度は捨てようか

(史料224)という文面にもあらわれている。近世も近代以降も同じように皮革業にたずさわっていても、その意味するところの意義はまったく異にしている。

部落の大多数の民衆の生活もまた、窮状が進行していたことは、「今般穢多非人平民ニ編入候趣被仰出候得共、貯金且者産業御座候者ハ活計之策も可有之候得とも、貯金も無之ものハ無産与相成、当感仕者数多有之」(史料224)という記述からも知ることができる。

とりわけ、かつての非人の場合、「解題」(一〇五一頁)でも指摘されているように、車善七などの居住地の所有権がその住民全体にはなく善七個人に与えられたこと(史料228)、また川岸地などの場合には非人の土地所有が否定され官有地とされていったこと(史料382)などは、下層の非人であった人々に苛酷なものとして作用したであろうことが想像される。「官有地取調書」(史料451)は穢多・非人屋敷地の商品化が旧死馬捨地などとともに進行していった姿を示しており(「解題」一〇四八〜五〇頁)、「解放令」がもたらした現実について検討するうえで重要である。

だが部落民は、生活の窮乏化に甘んじていたばかりではない。すでに「解放令」以前から部落民による新しい職域への進出がみられ、蚕種紙製造・販売(史料104、13

と考えたと言われた、いわくつきの史料である。

この会社の設立には、直接部落民は参加していない。ところが全国各地域にちらばる社中人員のなかには部落民も含まれ(史料337、395)、また実際に各地で斃牛馬を収集する出張所はほとんど「事馴候」部落民にまかされていることがわかる(史料420、428、429、435)。とくに史料395には、社則をはじめ「各県管下創立證書写」や「各支社牛馬取扱概表」「諸入費計算表」などが含まれており、この時期の皮革会社の一典型として、現実の皮革の流通やそのなかでの部落の位置などの分析にとって、欠かせない史料となると思われる。

なお屠牛については「解題」でもふれたが、まず開港場から部落外の者の手で始められたというのが通説であり、今回の史料集でもこれをくつがえす史料は出ていない。東京での屠牛の始まりについては、よく引用される石井研堂『明治事物起源』ではすでに幕末に芝白金で中川嘉兵衛が始めたこととされ、また『東京百年史』(別巻11年表・索引)二三〇頁には「明治元年」の項に「この年芝に私設の屠牛場開設」とある(ただし出典は明記されていない)。しかし史料140によれば一八六九年とされていて、詳細は不明である。

なお部落民による屠牛については、中西義雄「日本皮革

産業の史的発展(一)」「『部落問題研究』第二輯)では一八七二年以後とされている(出典は明示されていない)。はたして、どのような経緯で部落民の手による屠牛が始まり、いつごろから部落産業の代表とみなされるような状態が生まれ、部落民にたいする偏見が形成されていたのか、なお今後の研究課題である。

## 五、近代社会への再編成(2)

いわゆる「解放令」が出たのち、被差別部落にたいする意識はどのようなものだったのか。これを明らかにすることは、とくに重要な課題である。

当時の差別意識の状況を知る手がかりとなる史料が、本史料集にもいくつかある。たとえば、一八七一年十一月に出された住民からの意見上申(史料213)のなかには、穢多・非人について「殊ニ平民ニ編入候共彼等与卒ニ交和親近之者も無之、中ニ者鷹ヲ破リ道路ニ打伏候もの所ニ相見江」との記載がある。また一八七三年、朱引外への移転を指示された白革職は「浅草亀岡町皮屋共之製候牛馬製精中臭気甚敷物ニ而、白革職之者共牛馬は決而取扱不申、往古白革職穢多皮職与別業ニ御座候」と主張している(史料305)。

設立願(一八七七年)には「新民」の記載がみられる(史料420など)。そのほかには、従来からも知られるような「元穢多非人」(史料186、一八七一年)、「旧非人」(史料193、同年)などの名称がみられる。それらは、「解放令」の具体的な措置について指示する東京府の指令のなかで使われている場合もあり、すべてが差別的な文脈のなかで使用されているわけではないが、被差別部落を指す名称の変遷を検討する場合の一つの史料となるだろう。

なお、「穢」の意識とかわわって、一八六八年に服忌については旧幕の慣例通り心得るべきかとの伺いを裁可した史料(史料9)、一八七一年に妻出産時の産穢引の制を廃止する通達(史料149)、一八七三年に神田神社から教部省に出された混穢の制廃止についての伺いを裁可した史料(史料276)などがある。

ところで、明治以降に被差別部落にたいしてむけられた差別意識は、たんに封建的な差別観念(「因襲」)だけではなく、資本主義社会の矛盾と結びついた差別観念(「貧困」「不潔」「無学」)とも結びついていたことを、かつて指摘したことがある。そして「貧困」等々を差別する十分な根拠として意識されていくには、資本主義の発展そのものを基礎としながらも、新政府の政策による国民への生

一八七五年、先にもふれた相益社は「起業見込書」を書いているが、そこには斃牛馬が勝手処理になり「解放令」が出たにもかかわらず、「豈図ランヤ束縛ノ陋習ヲ一洗シテ、之レニ易ルニ簡易至当ノ方法未タ立サルヨリ、多年ノ弊習未タ脱セス、僻陋頑固ノ人民ニ至ツテハ、山ニ埋メ野ニ投シ、甚タシキハ香花ヲ供シテ弔祭スル等ノ陋俗アリ、而シテ旧穢多ナル者ヲ視ルコト昔年ニ異ナラス、名ハ平民タリト雖トモ、其実共ニ齒セサルコト各地方大抵皆然リ、依テ旧穢多ナル者ハ度外ニ処セラル、ヲ慚愧シ、更ニ業ヲ変シテ商賈トナル者儘有之、於是乎獣皮ヲ取扱フ者益々其人ニ乏シク、随テ因襲ノ陋弊益長シ」と当時の状況を書いている(史料380)。

さらに、一八七七年に部落から提出された「区内取締意見書」のなかには、「亀岡町三ヶ町ハ、累年人ノ忌僻ヲ受ルハ、皮革ヲ取扱ヒ不品行ヨリ、従テ区域ヲ異ニシ、交際拒絶ニ至ルト雖モ、概ネ臭穢ニ根拠セリ」と、被差別部落にたいする差別意識の状況についてふれている(史料437)。

また、被差別部落(民)をあらわす名称としては、諸獣皮取扱会社設立の嘆願書(一八七三年)の中に「旧穢村」の記述(史料285)、斃牛馬取扱製造所設立願(同年)に「穢村平民」(史料297)、方衆社から各県への分社

活・労働の新しい規律の強制が果たした役割が大きかったことも無視できない。

すでによく知られている事実だが、新政府はたとえば裸体や混浴、行水といった生活のこまごまとしたところまで様々に禁止や制限を加えていく(史料232など)。一八七二年に東京府で制定された「違式註違条例」(史料245)の諸条項はこうした規制内容に満ちており、こうした内容に違反するもの(あるいは違反せざるをえないもの)を反社会的な存在とみなす意識を形成するうえで大きな役割を果たしただろうと考えられる。

また救貧対策が、少なくとも一八七〇年ころまでは市民による施しを奨励しながら(史料99、103)、一八七二年の段階では「従来乞食等江米銭ヲ与フルハ、畢竟姑息之情ヨリ出候事ニ而、其実ハ一時飢餓ヲ免カレシムル而已、却而其者ヲ放逸ニ至ラシムルニ付、米銭ヲ与へ候儀ハ一切不相成」(史料235)という立場へ百八十度転換し、施しをした当人へも過料を課するとしたことは、「貧困」にたいする意識の形成に大きな影響を及ぼしただろう。

東京会議所は、窮民救済策として一八七二年に工作場、日雇会社の設立(史料239)、一八七四年には養育院力役場の設立(史料336)を建言・実現し、窮民への職業

訓練—労働規律の強制を実施していく。

あるいは皮革業にたいする意識にしても、従来からあった差別意識が、商品生産としての大量生産にうつることによってその臭気がより甚大になり、差別意識を助長した面を考慮しなければならぬ。たとえば、「除燭後ノ該町ノ臭穢ナル、往昔ニ陪従ス、加ルニ犬ヲ殺シ斃馬ヲ剝キ死肉ヲ販ルニ至リテモ、誰一人ノ制止スルナシ」(史料437)といった状況が生まれてくるのであり、皮革業者の朱引外移転(史料299)や斃獣類の皮剥取場を新たに四十カ所設定する事態(史料303、304)も出てくるといえる。

### 六、地域史の観点から

以上、今回の報告で紹介したような事実は、本史料集のごく表面をなぞっただけにすぎない。もっと多くの、しかも重要な歴史的事実が埋もれていることは、十分に考えられる。「解題」「シンポジウム」とあわせて、今回の報告がそうした研究の一助となれば、幸いである。

ところで、本史料集の意義は、たんに近世・近代の部落史研究に具体的な事実を提供してくれていることだけではない。東京を中心とする関東一円、さらには西日本も含め

て全国各地の部落史を明らかにするうえでも、重要な役割をえる。

なんといっても、その中心は東京の亀岡町である。時期的にいえば一八六八年からわずか十年間にすぎないが、史料集をたねんに検討していければ、この間の人口・戸数の変動や生活改善・差別撤廃の努力のあとを明らかにすることができよう。たとえば、これもすでに「解題」でふれられているが、地域のある有力者は、この期間だけで以下のように七回の建白書を東京府と内務省に提出しており、そのなかには自由民権運動とのかかわりを示すものもある(「解題」一〇五七～八頁)。

- 一八七一年九月 隣町飛地合併改称等 (史料426)
- 一八七四年六月 弾直樹抱地処分等 (史料344)
- 一八七五年 (内務省へ) (史料426)
- 一八七六年五月 区内吏員選任等 (史料406)
- 同年十一月 区費軽減・学問隆盛・差別撤廃等 (史料411)
- 一八七七年四月 (建言の履行状況の問合せ) (史料426)
- 同年九月 町内徒党禁止・臭穢の業移転等 (史料437)

また同町および白山神社の絵図面も十数葉収録されてお

り、その内部の詳しい復元の一助ともなるだろう。

すでに多くの論者からも指摘されている通り、本史料集に収められている「史料」もっている本当の値打ちは、関東の部落大衆の眼を通るとき、真の意味で明らかにされるであろう。その意味で、部落史の研究者だけでなく、出来る限り多くの部落解放運動の活動家や解放教育を実践されている教育現場の人びとに、本史料等を読んでいただきたいと思う。

- (1) たとえば原田伴彦・上杉聰編『近代部落史資料集成』第一巻「解放令の成立」(三一書房、一九八四年)・第二巻「解放令反対一揆」(同、一九八五年)。京都部落史研究所編『京都の部落史』六(史料・近代1、一九八四年)、七(史料・近代2、一九八五年)。
- (2) 中尾健次氏によれば、「灯心」の上納はむしろ真加金の性格に近く、厳密にいえば役儀ではないとされる(中尾「近世における賤民支配の構造」『大阪教育大学紀要』第IV部門・第四巻第二号、一九八五年十二月)。
- (3) たとえば中尾健次「近世における差別意識の構造」(『部落解放研究』二五号、一九八一年三月)など。
- (4) なお同史料によれば、この場合の「穢」とは死穢・食肉穢・同火穢・月経穢・灸治穢・出血穢・其外諸穢とされている(『史料集 明治初期被差別部落』三七九頁)。

- (5) 部落解放研究所近現代史部会「『部落台帳』の分析」『部落解放研究』三五号、一九八三年九月。

- (6) 近年の研究論文としては、徳永高志「明治初年の都市民衆支配—東京府違式註違条例制定前後」(『歴史評論』四〇五号、一九八四年一月)がある。

- (7) 『解放新聞』東京版第一六五号(一九八六年六月一日)。

(追記) なお『史料集 明治初期被差別部落』のうち、誤植その他は、次の通りである。

・ 3頁 下段	14行	馬右衛門	馬右衛門
・ 78頁 下段	18行	大政官廻	大政官廻
・ 219頁 上段	12行	出所が	* 出所が
・ 232頁 上段	1行	穢シ候類も	投シ候類も
・ 255頁 上段	10行	因獄掛	囚獄掛
・ 256頁 下段	15行	不手馴之者	不手馴之者
・ 302頁 上段	19行	此紺屋町	北紺屋町
・ 704頁 上段	2行	善三郎手代	善三郎手下